

入札参加資格審査申請における必要書類一覧【建設工事】 ※新規申請

申請にあたっては、必要書類を以下の順番で綴り、提出してください。

申請は、大崎市の指定様式により申請してください。なお、申請者において、指定様式と内容と同じくする書類（工事経歴書、技術者経歴書）がある場合は、指定様式に変えることができます。

下表の番号順でフラットファイルA4（樹脂製とじ具・樹脂押え具）に綴ってください。また、A4でないものはA4サイズの紙に貼りつけてから綴ってください。

（注意）郵送での申請も可としています。不足書類のある業種・部門の登録は行いませんので、十分に必要書類を確認のうえ申請してください。

No.	書類の名称	様式番号	写し 可	備考	新規申請
1	入札参加業者登録申請書	第1号様式（第3条、第4条関係）		大崎市指定様式 登録上の実印を押印すること。 ※電子データ提出必須	○
2	登録希望業務総括表	様式第1号（その2）建設用		大崎市指定様式 ※電子データ提出必須	○
3	社会保険等の加入状況	チェックシート		社会保険等に加入していることが確認できる書類・領収書等の写し	○
4	誓約書・役員名簿	様式第1・2号		役員名簿については、氏名の「ふりがな」も記載。	○
5	令和3・4年度登録通知書		○	大崎市のもの（登録通知がある場合のみ）	登録者のみ
6	法人の全部事項証明書（現在事項証明書）		○	令和5年10月1日以降に証明されたもの。個人業者の場合は身分証明書に替える。	○
7	市内支店・営業所等調書	第11号様式 その1～その3		大崎市指定様式 委任先として大崎市内に支店・営業所等がある場合のみ提出。	○
8	総合評定値通知書等		○	「総合評定値P」を取得していること。審査基準日は、令和4年9月以降の直近のものに限る。審査中のものは不可。	○
9	建設業法に基づく許可証明書		○	有効期間内のもの	○
10	建設業許可申請書 建設業許可申請書別表（営業所一覧表）		○	受付印のあるもの	○
11	代表者印の印鑑証明書		○	令和5年10月1日以降に証明のもの。個人業者の場合は代表者個人の印鑑証明書に替える。	○
12	委任状（委任先を設ける場合のみ）	第3号様式		受任者の住所と印鑑を忘れないこと。	○
13	使用印鑑届出書（取引で実印以外を使用する場合）	第4号様式		入札、見積、契約の締結等に使用する印鑑	○
14	国税未納税額のない証明	個人：その3の2 法人：その3の3	○	所管の税務署長が証明する令和5年10月1日以降のもの（又は非課税である証明書） 納税証明書…個人：その3の2 法人：その3の3	○
15	県税納税証明書（すべての県税）		○	申請日までに納期限が到来した税に係る徴収金に未納のない県税事務所長の証明（令和5年10月1日以降に証明のもの。宮城県の場合は所定様式） ①県内に本店、委任先となる支店、営業所等を有する場合：宮城県の納税証明。 ②県内に本店、支店、営業所等を有しない場合：本店所在地の納税証明（委任先の支店がある場合は、委任先所在地の納税証明書）。	○
16	市税納税証明書（すべての市税）	市指定様式		大崎市指定様式 申請日の1か月前までに納期限が到来した税に係る徴収金に未納のない市長の証明（令和5年10月1日以降に証明のもの） 市内に本店、又は委任先として支店・営業所等を有する場合のみ提出。	○
17	直前3年間の工事経歴書	第5号様式 建設用		業種毎に作成すること【 国県提出様式による提出可。コード等がある場合は補足すること 】。	○
18	技術者経歴書	第6号様式		大崎市指定様式 支店（社）等に委任する場合は、所属する技術者に「支」印をつけること【 国県提出様式による提出可。コード等がある場合は補足すること 】。	○
19	舗装関係職員等届出書 舗装技術者実務経験調書 機械調書	第7号様式 その1～その3		大崎市指定様式 舗装（アスファルト）工事の登録を希望する場合は、この調書を提出すること。（希望しない場合は、提出不要）	○
20	関連業者確認調書	第12号様式 （その1）		大崎市指定様式 建設関連業務業者（コンサルタント）との間に資本、人事面において調書に定める要件に該当する場合作成すること。	○
21	ISO(国際標準化機構)規格の登録証		○	ISO9000・14000シリーズが対象、本店及び委任先で取得している場合提出	○
22	障害者雇用状況報告書		○	障害者雇用状況報告書様式第6号写しを提出	○
23	独占禁止法違反、営業停止又は指示処分等の通知		○	該当者のみ提出	○

●その他提出物

24	記録メディア			電子データ提出の対象様式（記入済）を記録した記録メディアを、申請要領に従い提出すること。	必須
25	受理票（希望者のみ） （返信用はがき）			受理票を希望する場合は、「返信用はがき」を同封すること。	希望者のみ
26	返信用封筒 （長型3号）			入札参加登録通知書を送付します。申請者の住所・氏名等を記入のうえ、切手を貼付すること。 ※料金不足が発生しないようご注意ください。	○